

VI
589

資料

寫

6-6
638

庶務第252号
昭和26年5月4日

三内閣総理大臣 吉田 茂 殿

一
二

日本学術会議会長 龜山 直人

日本学術振興会について

本会議は、財団法人日本学術振興会を改組、強化の上存置し、わが國における科学の振興、普及、連絡等の実行機関たらしめることが必要であると認め、同会に対し、改組、強化に努力するよう申し入れることにいたしました。

しかし、現下の経済情勢のもとでは、こうために政府の助成が必要でありますので、政府においても適当な方途を講ぜられるよう4月28日日本^{学術}会議第10回総会の議を経てここに希望します。

なお本会議と日本学術振興会との関係については、下記により御了解願います。

記

1. 日本学術振興会については、学術体制刷新委員会において、学術体制の一環として検討され、その結果これを学術会議の外郭団体として存続させ、これに相当の業務を行わせること

天野 384

が構想されてきた、そして本会議第1回総会の席上兼重委員長から、「学術振興会の将来のあり方及び学術振興会に設けられていた各種の委員会の処置について検討の上適切な措置を講ぜられたり。」旨申入れがあった。

2. 第1期学術会議では、このことについて十分審議する余裕がなく、問題の起るたびに暫定的な處置を講じてきた。

3. 学術振興会に設けられていた各種の委員会については学術研究会議の特別委員会とともに第3回総会で、研究費配分委員会の提案が可決され、次の通り決定した。

a. 既成事実として特別扱いをすることははなはだ、他の総合的共同研究組織と同じレベルに置いて重要度の査定を行い存置すべきものは、科学研究費を査定して存置する。

b. 総合的共同研究組織の経理を日本学術会議自身で行うことは原則として認めない、その代りに学術振興会に委嘱することを認める。

これに依り、総合研究委員会のうちいくつかは、その経理、事務等を学術振興会に委嘱している。

4. 民間研究機関査定委員会は昭和24年度に民間研究機関事業補助金交付選定基準を定め、これについて民間研究

機関の認定を行った際に学術振興会を研究機関として認定しなかつた。

しかし、第一委員会(現在の研究費予算委員会の前身)からの申出があり、「研究機関ではなかりが研究促進機関として、その将来の自主自立的な発展を期待」し、例外的に補助金の交付を承認した。

(同年度の補助金額 386万円)

5. 昭和25年度の文部省科学振興費等の配分について第5回総会で審議した際に、研究費配分委員会の提案に基づき「民間研究機関事業補助金から必要に応じて学術振興会に補助することがあり得る」ことが了解事項として承認された。

6. 民間研究機関調査委員会は、昭和25年度の民間研究機関事業補助金の交付対象について審議した際に、この年度も例外的にこの補助金により補助することをやむを得ない措置と認め、しかし同委員会委員長は第7回総会において「例年例外的な措置を講ぜざるを得ない不合理性を排して、何らかの積極的な措置を講ずるよう、学術会議においても審議決定されることが望ましい」との希望意見を述べ承認された。

(同年度の補助金額 370万円)

7. 科学知識普及促進委員会は第7回総会に次のことを提案し

て可決され(文部省)に対し報告が行われた。

「科学知識普及の実行に関する事項を、学術会議の協力機関として学術振興会に委嘱するので、これに要する経費を学術振興会から申請のある場合、相当額を下附するよう考慮されたい」。

